

発議第 1号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年6月12日 提出

提出者 江差町議会議員 横 山 敬 三

賛成者 江差町議会議員 薄 木 晴 午

〃 〃 飯 田 隆 一

〃 〃 小笠原 淳夫

〃 〃 萩 原 徹

〃 〃 若 山 明 廣

〃 〃 大 門 和 子

〃 〃 小野寺 真

〃 〃 小 林 栄 治

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語である。

「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で学ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」の制定が必要である。

よって、国においては、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月12日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫